

## 和気町企業立地促進奨励金交付要綱

平成19年8月13日

和気町告示第33号

(趣旨)

第1条 和気町企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、和気町補助金等交付規則（平成18年和気町規則第39号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的団体 県、市町村、公社又は公団をいう。
- (2) 公的団地 公的団体が造成し又は分譲している一団の産業団地をいう。
- (3) 公的団地用地 公的団体から企業が直接取得(賃貸を含む。)した公的団地内の土地をいう。
- (4) 民有地 公的団地用地以外の土地をいう。
- (5) 一般製造工場 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (6) 研究所等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ①工業製品に係る研究所
  - ②バイオテクノロジーに係る研究所
  - ③光通信又は電気通信に係る研究所
  - ④ソフトウェアハウス
  - ⑤システムハウス
  - ⑥高度情報処理産業に係る事業所
  - ⑦高度な機械修理業に係る事業所
  - ⑧ディスプレイ業に係る事業所
  - ⑨非破壊検査業に係る事業所
  - ⑩デザイン業に係る事業所
  - ⑪機械設計業に係る事業所
  - ⑫エンジニアリング業に係る事業所
  - ⑬その他当町における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして町長が認める研究所又は事業所
- (7) 再生可能エネルギー電気供給施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項第5号に規定するバイ

オマスをエネルギー源とした発電事業の施設をいう。

- (8) 新規常用雇用者 新設又は増設工場等で従事するために、立地決定日（立地協定日をいう。立地協定がない場合は土地売買契約日又は事業用借地権設定契約日）以降に雇用された和気町内に住所を有している者及び新設又は増設工事等で従事するために和気町内の区域内に新たに住所を定めた者（但し、特別な事情を認めた場合は、岡山県内でも可とする。）で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者になっている者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 雇用期間の定めのない雇用者

ロ 一定期間（1月、6月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められるもの

ハ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められるもの

（奨励金）

第3条 町長は、企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため、町内の土地を取得又は賃借し、一般製造工場、研究所等又は再生可能エネルギー電気供給施設を建設（新設又は増設をいう。以下同じ。）し、操業を開始した企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。

（交付対象者）

第4条 奨励金交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、町内に一般製造工場、研究所等又は再生可能エネルギー電気供給施設の建設をしようとする者であって、別表第1の交付要件を満たすものとする。

（奨励金の額等）

第5条 第3条の規定により交付することができる奨励金の種類、使途、奨励対象経費、奨励額、奨励率及び限度額は、別表第2に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により計算した奨励額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を奨励額とする。

（認定申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、あらかじめ工場等の建設工事に着手する日の原則として30日前までに、様式第1号の奨励金認定申請書を町長へ提出しなければならない。

（認定通知）

第7条 町長は、前条の規定による奨励金認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは認定の決定を行い、申請者に対し様式第2号の認定通知書を

送付するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が認定に係る工場等（以下「認定工場等」という。）の建設の内容を変更しようとするときは、原則として変更工事着手の30日前までに様式第3号の変更認定申請書を、認定工場等の建設を中止し、又は廃止しようとするときは様式第4号の中止（廃止）届出書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは変更認定の決定を行い、認定企業に様式第5号の変更認定通知書を送付するものとする。

3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を町長が受理したときは、何らの手続きを要せず認定通知は効力を失うものとする。

(認定の取消し)

第9条 町長は認定企業が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は前条第2項の変更認定の取り消しをすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。

(2) 変更手続きによることなく、認定された建設の内容を変更したとき。

(3) この告示に違反する事実があったとき。

2 町長は、前項により認定又は変更認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第10条 認定企業が事業所等設置奨励金、雇用奨励金又は水道料金助成金の交付の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ助成金交付申請書(様式第6号。以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業所等設置奨励金 認定工場等において操業又は事業を開始後1年6ヶ月以内

(2) 雇用奨励金 別表第2に規定する各年度の末日の翌日から起算して30日以内

(3) 水道料金助成金 別表第2に規定する各年度の末日の翌日から起算して30日以内

(交付決定及び額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し様式第7号の奨励金交付決定及び額の確定通知書を送付するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第12条 奨励金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「奨励事業者」という。）は、その交付の決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に奨励金交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第13条 認定企業は、町長が事業報告を求めるなど奨励金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(奨励金の支払)

第14条 奨励事業者は、第11条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、様式第8号の奨励金請求書により、町長に対し奨励金の支払を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該奨励事業者に奨励金を支払わなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第15条 町長は、認定企業が次のいずれかに該当すると認められるときは、第11条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。

(2) この告示に違反する事実があったとき。

(3) 正当な理由によることなく認定工場等の操業又は事業の開始後10年以内に営業を休止し、又は廃業したとき。

(奨励金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、既に奨励事業者に対して奨励金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 奨励事業者は、前条の規定により奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた奨励金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 奨励事業者は、奨励金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、奨励事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第18条 奨励事業者は、奨励金の交付の対象となった認定工場等を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、様式第9号の申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分についてはこの限りではない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほかは、この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成19年告示第33号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（和気町企業立地促進奨励金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1） 和気町企業立地促進奨励金交付要綱（平成18年告示第50号）

（2） 和気町物流施設誘致促進助成金交付要綱（平成18年告示第51号）

附 則

（施行期日）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和元年8月1日から施行する。